

特割セット利用に関する特約

浜松ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)は、録画機能付きCATVチューナー(以下「らくらく録画4K」)を利用した放送サービス(以下「本サービス」といいます。)をこの利用規約(以下「本利用規約」といいます。)に基づき提供します。

第1条 特割セットは、浜松ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)が指定する利用コースを固定的に組み合わせたセットメニューであり、利用コースの組み合わせは以下の通りとします。

(1) 超特割セット(ケーブルテレビC4Kコース、インターネット5Mコース、ケーブルプラス電話)

(2) ネット特割セット(インターネット5Mコース、ケーブルプラス電話)

なお、インターネット5Mコースは、特割セット専用コースであり、特割セット以外での提供はできないものとします。また、ネット特割セットは、湖西市において限定的に提供するサービスであり、湖西市以外での提供はできないものとします。

第2条 当社は、契約者が特割セットを利用する場合には、その利用料金において、通常の利用料金割引額に加え、月額660円(税込)の特別割引を適用します。

第3条 特割セットには、前条の特別割引適用開始月を起算月とする24ヶ月の最低利用期間があります。契約者は、最低利用期間内に第1条に定める当社指定の組み合わせの内、いずれかまたは全部のサービスを解約または休止する場合には、通常解約撤去費用とは別に、違約金として21,000円(不課税)を支払うものとします。

第4条 契約者が、第1条に定める当社指定の組み合わせ以外の利用コースに変更をした場合には、第2条に定める特別割引の適用を除外します。なお、その場合においても前条の最低利用期間は継続するものとします。

第5条 前条に伴い、ケーブルテレビの利用コースが変更となる場合には、インターネットの利用コースはスタンダードコースへ自動的に変更となります。ただし、契約者から別に指定がある場合は、その指定内容により変更するものとします。

第6条 その他提供条件は、各サービス契約約款、その他規約に準じるものとします。

附則 この特約は平成24年4月1日から実施します。